

【資料編】

資料1 緑化のイメージ（緑化の手法事例等）

1. 緑化施設

A. 屋上緑化



B. 壁面緑化



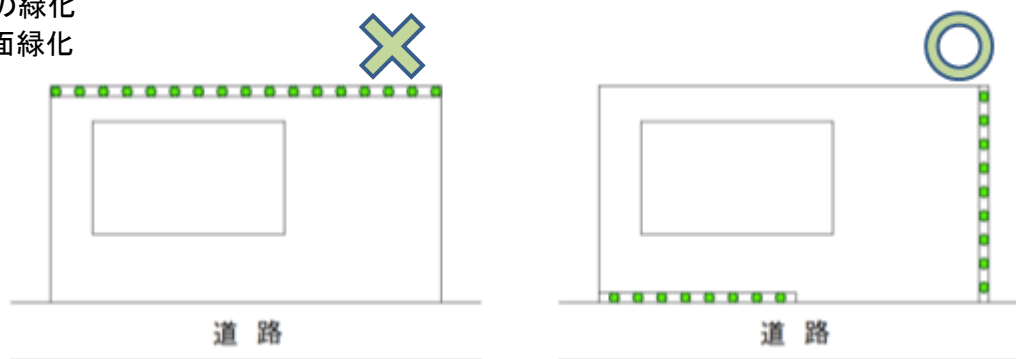
C. 緑化フェンス



フェンス等を緑化することで目に見えるみどりを増やす

2. 敷地境界の緑化

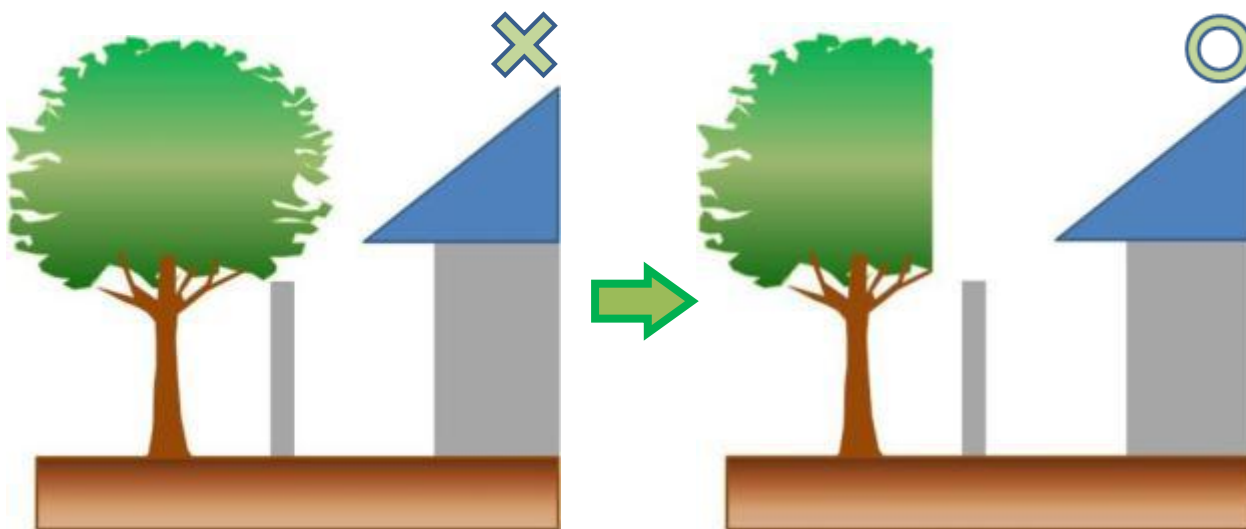
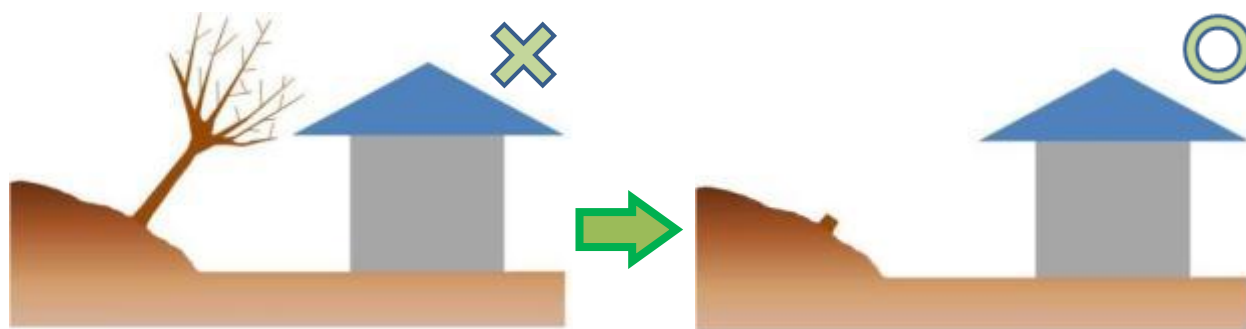
D. 道路面緑化



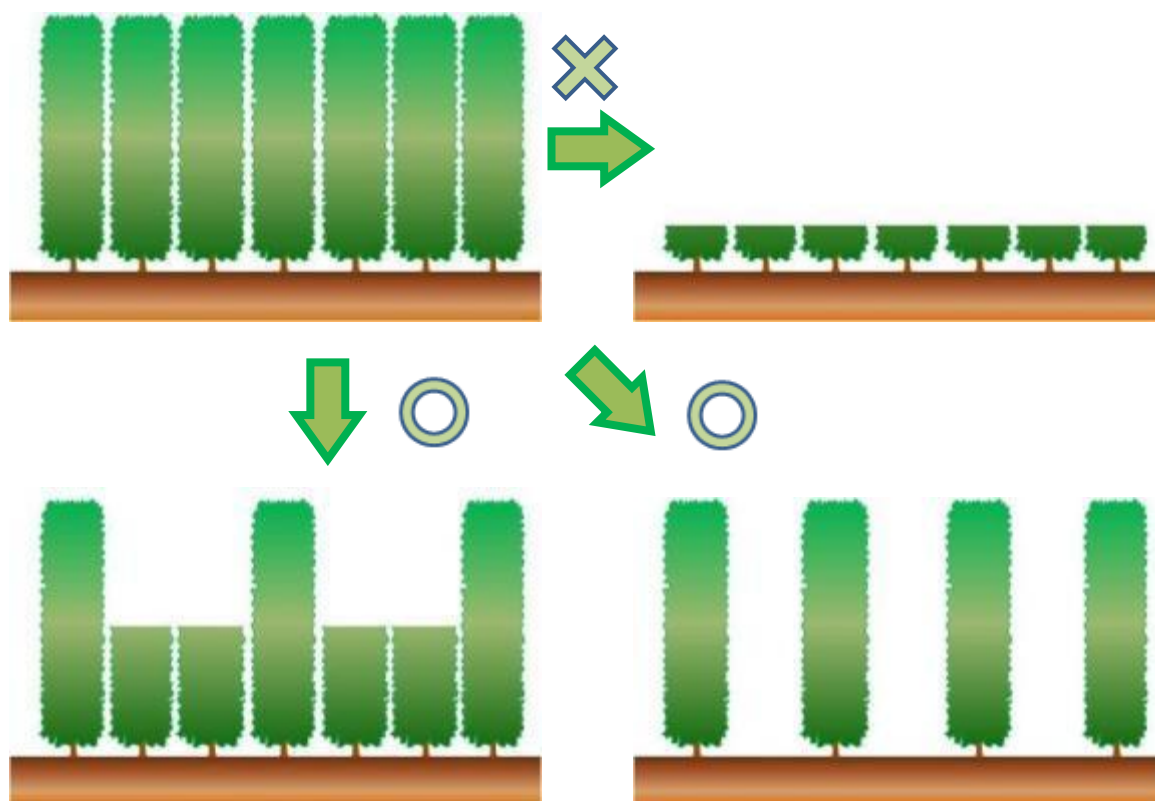
同じ量の植栽を行う場合も、極力、道路側の緑化に努める



E. 外周部の越境

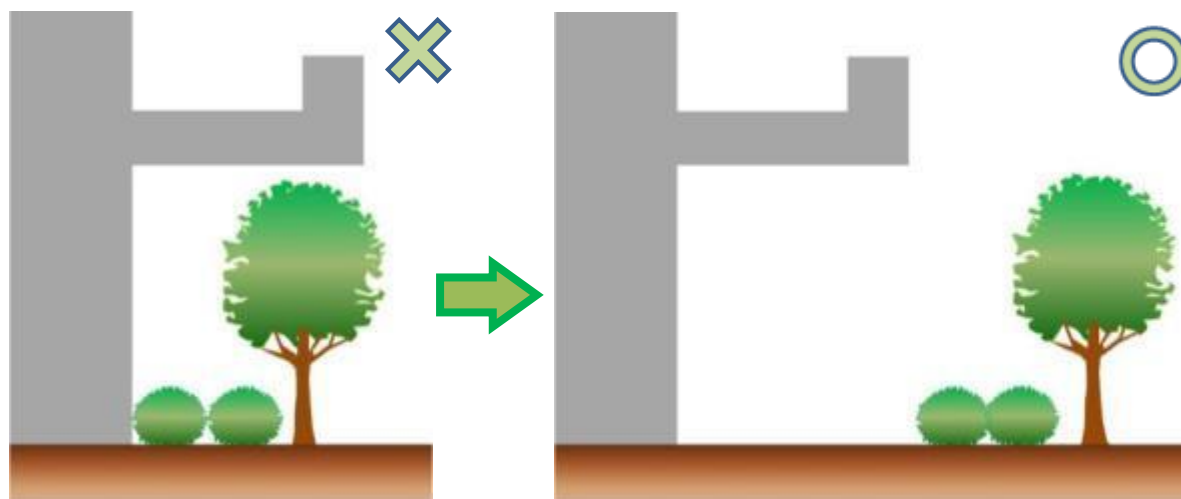


F. 部分的な剪定



3. みどりの管理手法

G. 軒下



軒下等は、日照不足だけでなく、雨水が当たらず水不足によって枯死する事例が多い

H. 強剪定

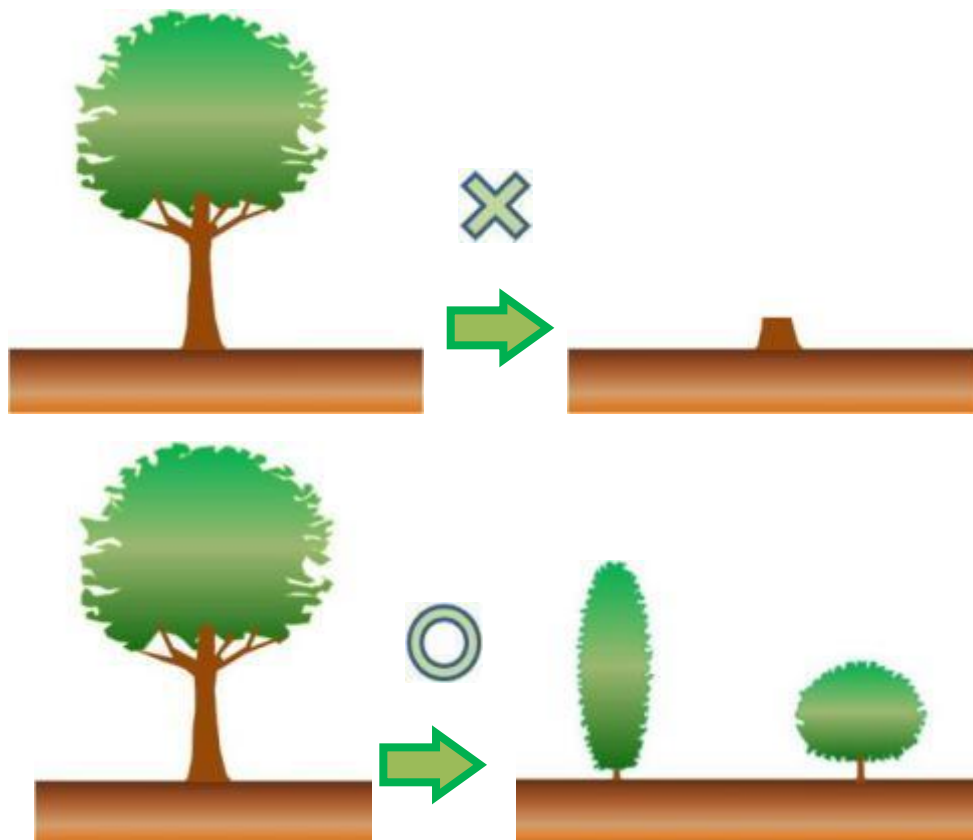


出典：特定非営利活動法人美(うま)し国づくり協会

『美し国への景観読本』(日刊建設通信新聞社、平成 24 年)

強剪定は、景観上見苦しいだけでなく、樹木の生育にとっても悪影響を与える

I. 高⇒中⇒低木



高木による植栽等が困難な場合も、中木もしくは低木による緑化を検討する

4. みどりの機能

J. 延焼防止



出典：公益財団法人地球環境戦略研究機関国際生態学センター、消防庁消防研究センター

K. ビオトープ

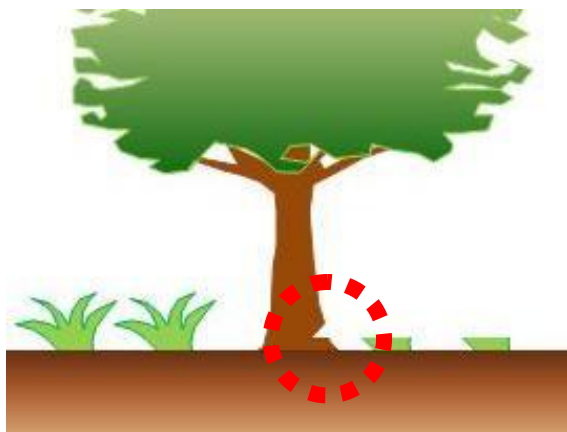


L. 潜在自然植生

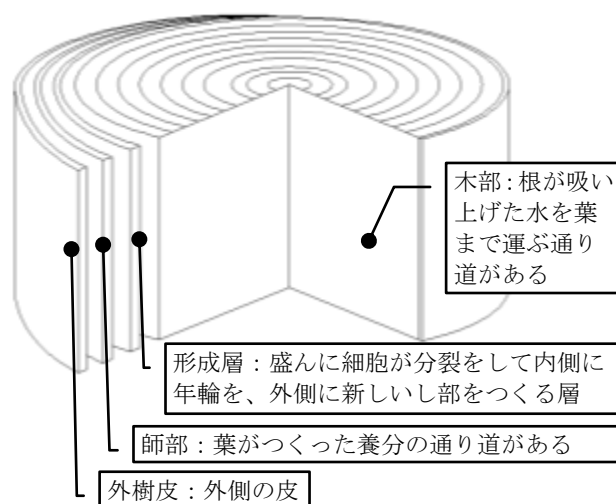


- ・ 潜在自然植生は早期の緑化が図られることから緩衝帯や法面緑化に適している
- ・ 活用に際しては、日照不足による成長不良とならないように、植栽面をマウンドアップした上、幅員は 30m 程度以内とし、かつ常緑樹だけでなく様々な樹種から選定することに心掛ける
- ・ 維持管理上、林床への日照不足による土砂流出に配慮し、適切に伐木、剪定を行う

M. 除草作業による樹木の幹の損傷



草刈等によって傷つけられた樹木は、損傷部から病原菌が侵入し、病気にかかる可能性が高くなり、生育不良や倒木につながっていく



樹木のメカニズム

N. 施設名称看板等の周辺の植栽



資料2 樹木等に関するリスト

緑化計画や日常の育成管理の参考としていただくために、以下に樹木や植物の特性をまとめました。

(1) 貴重植物及び除去すべき植物のリスト

① 貴重な植物で、保全のための配慮が必要な植物

- ・ 日常の剪定や除草において、誤認によって刈ってしまわないよう、配慮が必要です。

A：貴重種として特に保全すべき植物

B：保全することが望まれる植物

ア. 海岸・沿岸地域

※ () は主な生育地域

A	ナガミノオニシバ(荒崎)、ネコノシタ(野比)、ハマアザミ(秋谷)、ハマオモト(=ハマユウ)(佐島)、ハマボウ(佐島)、ハマボウフウ、ハママツナ(佐島)、ヒロハクサフジ(荒崎)、マツムシソウ(長井)、ワセオバナ、ワダン(荒崎・秋谷)
B	アシタバ、イソギク、イワダレソウ(野比)、コウボウムギ(久里浜)、ソナレムグラ、タイトゴメ、ツルナ、ツワブキ、テリハノイバラ、ハマウド、ハマカンゾウ、ハマツメクサ、ハマナデシコ、ハマヒルガオ、ハマボス、ハマヤブマオ、ヒゲスゲ、ヒトモトススキ(野比・佐島)、ボタンボウフウ、ラセイトソウ

イ. 樹林地・草地

A	イヌノフグリ、エビネ、オナモミ、カゲロウラン、カリガネソウ、キンラン、クマガイソウ、ケイトウタバコ、サカキカズラ、シチトウハナハラビ、シュスラン、ツルギキョウ、ノコギリソウ
B	オケラ、カントウカンアオイ、カントウタンポポ、コシオガマ、サイハイラン、ジャケツイバラ、センボンシヤリ、タシロラン、タマアジサイ、ヒメウツギ、フタリシズカ、フデリンドウ、ヤナギイチゴ、ヤマアジサイ、ヤマツツジ、ヤマユリ

ウ. 河川・湿地

A	アイアシ、イワボタン、サワハコベ、タコノアシ、ハンゲショウ、ミズキンバイ、ムカゴネコノメ、ユリワサビ
B	タニギキョウ、ツリフネソウ、ニリンソウ、ヒメガマ

② 生態系に影響を与えるため駆除が望まれる植物

- ・ 繁殖力が旺盛等で他の植物に与える影響が大きいため、使用は避けるとともに、可能であれば駆除することが望めます。

() 内は、現段階で法的規制は無いが、今後注意が必要と思われる植物

ア. 樹林地・草地

オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、トキワツユクサ、(ハルシャギク)

イ. 河川・湿地

(ウチワゼニグサ)、オオフサモ、トキワツユクサ、ホテイアオイ

③ 要注意外来生物※に指定され公共施設への使用を避けるべき樹木

トウネズミモチ

※ 要注意外来生物は多数指定されていますが、ここでは過去に緑化用樹木として流通し、一般的に公共施設緑化に使用されていたトウネズミモチのみを記載しました。

(2) 新規植栽や補植及び日常管理における樹木等の参考リスト

① 四季の花が楽しめる樹木等（グランドカバー等を含む）

ア. 春（概ね3～5月）に花が咲く樹木等

◆ 樹木類

アセビ、ウツギ、エニシダ、オオデマリ、カリン、カルミア、コデマリ、コブシ、サクラ類、シモクレン、シャクナゲ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、センダン、ツツジ類、トキワマンサク、トサミズキ、ハクウンボク、ハクチョウゲ、ハクモクレン、ハナカイドウ、ハナズオウ、ハナノキ、ハナミズキ、ヒトツバタゴ、ヒメウツギ、ヒュウガミズキ、ビヨウヤナギ、フサアカシア、ブルーベリー、ホソバタイサンボク、マルバシャリンバイ、マンサク、ミツマタ、レンギョウ、ヤエザクラ、ヤマブキ、ユキヤナギ、ユリノキ、リョウブ 等

◆ ツル植物、グランドカバー

アルメリア、イカリソウ、エリカ、カルーナ、クサボケ、シバザクラ、シラン、シャガ、シュンラン、ツルバラ、テリハノバラ、ドイツスズラン、ハマヒルガオ、ビンカ・マジョール、ビンカ・ミノール、フジ、ラベンダー、ローズマリー 等

イ. 夏（概ね6～8月）に花が咲く樹木等

◆ 樹木類

アジサイ類、アベリア、カイコウズ、キンシバイ、キンロバイ、クチナシ、クレマチス、コクチナシ、コムラサキ、サルスベリ、シモツケ、スイカズラ、センダン、タニウツギ、ナツツバキ、ネムノキ、ハコネウツギ、ハマゴウ、ハマナス、ハマボウ、ビグノニア、ヒメシャラ、ビヨウヤナギ、ムクゲ、ムラサキシキブ、ヤマボウシ等

◆ ツル植物、グランドカバー

アカパンサス、ガザニア、カンナ、キキョウ、コクチナシ、スイカズラ、ツキヌキニンドウ、テイカズラ、トケイソウ、ノウゼンカズラ、バーベナ、ヒペリカム・カリシナム、ヒペリカム・ヒデコート、ヒメシャガ、フヨウ、ヘメロカリス、マツバギク、ミソハギ、ミヤギノハギ、メキシコマンネングサ、ヤブラン等

ウ. 秋（概ね9～11月）に花が咲く樹木等

◆ 樹木類

キンモクセイ、ソシンロウバイ、ヒイラギモクセイ等

◆ ツル植物、グランドカバー

イソギク、キチジョウソウ、コルチカム、シロバナハギ、シュウカイドウ、シュウメイギク、セイヨウノコギリソウ、タマスダレ、ナツユキカズラ、ハマギク、ヒガンバナ、ホトギス、ヤマハギ等

エ. 冬（概ね12～2月）に花が咲く樹木等

◆ 樹木類

ウメ、エゾムラサキツツジ、オウバイ、サンシュ、トキワマンサク、ボケ、マンサク等

◆ ツル植物、グランドカバー

ウンナンオウバイ、クリスマスローズ、スイセン、ツワブキ、ユリオプスデージー等

② 壁面緑化やフェンス緑化に適している植物

アケビ、アメリカヅタ、アメリカノウゼンカズラ、オオイタビカズラ、クレマチス、カロライナジャスミン、キヅタ、スイカズラ、ツキヌキニンドウ、ツルアジサイ、ツルウメモドキ、ツルバラ、ツルマサキ、テイカズラ、トケイソウ、ナツツタ、ノウゼンカズラ、ビグノニア、ビナンカズラ、フジ、ムベ等

③ 剪定時期等に配慮が必要な樹木

- ・ 樹木は花が終わった後、5～10週間で翌年の花芽を付ける（花芽分化）ため、剪定は原則として、花期後の早めに行い、花芽分化以降の剪定は避けること。
- ・ 特に、低木類は先端部を強く剪定するため、時期を誤ると翌年の開花が望めなくなる。

ア. 花芽分化時期の事例（原則として剪定は、下記花芽分化期以前に終える必要がある）

ツツジ類、ツバキ類、ジンチョウゲ、キンモクセイなど ⇒ 花芽分化の時期：7月～8月頃
アジサイ、ユキヤナギ、コデマリなど ⇒ 花芽分化の時期：10月頃

④ 沿岸部等の潮風の強い場所でも生育可能な樹木等

◆ 樹木類

アキニレ、アジサイ類、イスノキ、イヌマキ、ウツギ、ウバメガシ、オオシマザクラ、オオバグミ、オリーブ、カイズカイブキ、ガクアジサイ、カクレミノ、カナリーヤシ、クスノキ、クロガネモチ、クロマツ、サルスベリ、サンゴジュ、シャリンバイ、スダジイ、セイヨウヒイラギ、センダン、ソテツ、タブノキ、ツルオオバマサキ、トベラ、ナワシログミ、ナンキンハゼ、ネズミモチ、ハコネウツギ、ハマナス、ハマヒサカキ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ、ヒサカキ、ヒメユズリハ、ビロウ、フサアカシア、プラタナス、ボケ、ホルトノキ、マサキ、マテバシイ、マルバシャリンバイ、モチノキ、モッコク、ヤツデ、ヤマハギ、ヤマモモ、ユズリハ、ラカンマキ等

◆ グランドカバー：地被及び草・木本、ツル植物

イソギク、イタビカズラ、オオイタビカズラ、オニヤブソテツ、コウボウムギ、ツワブキ、テイカカズラ、テリハノイバラ、ハイビャクシン、ハマギク、ハマヒルガオ、ヘテラ・カナリエンス、ヘデラ・ヘリックス、ムベ等

⑤ 実が成り、比較的育成管理が容易な樹木

ウメ、ウンシュウミカン、カキノキ、カリン、クコ、ザクロ、セイヨウサンザシ、ダイダイ、タラヨウ、ナツグミ、ナツミカン、ナツメ、ヒメリンゴ、ビワ、ミツバアケビ、ユスラウメ等

⑥ 潜在自然植生（≒郷土種）

ア. 高木

アカガシ、アラカシ、エノキ、ケヤキ、シラカシ、シロダモ、スダジイ、タブノキ、ホルトノキ、モチノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、ヤマモモ等

イ. 中木

ウバメガシ、カクレミノ、ネズミモチ、ヒサカキ、ヒメユズリハ等

ウ. 低木

アオキ、アジサイ、イボタノキ、イヌビワ、オオバグミ、シャリンバイ、テリハノイバラ、ツルオオバマサキ、トベラ、ハマゴウ、ハマナス、ハマヒサカキ、ハマボウ、マサキ、マルバシャリンバイ、ヤツデ等

エ. 地被

アスカイノデ、イソギク、イタビカズラ、イワダレソウ、オニヤブソテツ、タイトゴメ、ツワブキ、ツルナ、テイカカズラ、ニリンソウ、ハマオモト、ハマボウフウ、ハマボス、ベニシダ、ボタンボウフウ、ラセイタソウ、リョウメンシダ、ヤブコウジ、ヤブラン、ワダン等

⑦ 病虫害等、取り扱いに注意が必要な樹木等

ア. 虫が付きやすく育成管理に手間の掛る樹木等

クサツゲ、クチナシ、サクラ類、サンゴジュ、ボックスウッド、プラタナス、ミズキ類、マツ類等

イ. 特に人に悪影響を与える害虫が付きやすい樹木等

サザンカ、竹類、ツバキ類等

ウ. 病気になるやすく育成管理に手間の掛る樹木等

アジサイ類、アセビ、ウメ類、ベニカナメモチ、カエデ類、サクラ類、バラ類、マサキ等

エ. 毒等があり（葉、実、樹皮等）、取り扱いに注意すべき樹木等

アセビ、ウルシ、エゴノキ、キョウチクトウ、シキミ、センダン、センニンソウ、ツタウルシ、ドクウツギ、ヌルデ、ハゼノキ、ヒョウタンボク、ヤマウルシ等

オ. 刺等があり取り扱いに注意すべき樹木等

イチイ、カラタチ、ササ類、サンショウ、ソテツ、ツルバラ、テリハノイバラ、ナギイカダ、ニセアカシア、バラ類、ヒイラギ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセイ、ピラカンタ、ビャクシン類、ボケ、マツ類、ユッカ類等

(3) 樹木等の特性表 ※表の見方については、表末にまとめました。

分類	樹高	樹種	花 色	花 期	潜在自然 植生 (郷土種)	日照特性	耐性			病害虫・毒・トゲ等	
							耐排ガス	耐潮風	耐火	病害虫有	毒・トゲ等
常緑広葉樹	高木	アカガシ			○	陽			○		
		アラカシ			○		○		○		
		イスノキ				陽		○			
		ウラジロカシ			○				○		
		クスノキ			○		○	○			
		クロガネモチ			○		○	○	○		
		ゲッケイジュ				陽	○	○			
		コウオトメツバキ	赤	冬					○	○	
		シキミ				陽	○				
		シマトネリコ	白	夏							
		シラカシ			○	陽	○		○		
		シロダモ			○		○	○			
		スダジイ			○		○	○			
		タイサンボク	白	春			○				
		タブノキ			○		○	○	○		
		ツブラジイ					○	○	○		
		ビワ	白	冬		陰	○		○		
		フサアカシヤ	黄	春		陽		○			
		ホソバタイサンボク	白	春			○				
		ホルトノキ			○		○	○			
		マテバシイ					○	○			
		モチノキ			○		○	○	○		
		モッコク					○	○	○		
		ヤブツバキ	赤	冬	○		○	○	○	○	
		ヤブニツケイ			○	陽		○	○		
		ヤマモモ			○		○	○	○		
		ユカリノキ				陽		○			
		ユズリハ			○		○	○	○		
	中木	ウバメガシ			○		○	○	○	○	
		オトメツバキ	淡桃	冬			○	○	○	○	
		オリブ				陽		○			
		カクレミノ			○	陰	○	○			
		キョウチクトウ	黄、白、紅	夏		陰	○	○	○		○
		ギョリュウ						○			
		キンモクセイ	橙	秋		陽					
		ザクロ									
		サザンカ	白、紅	秋			○	○	○	○	
		サンゴジュ					○	○	○	○	
		セイヨウベニカナメモチ (レッドロビン)				陽		○	○	○	
		ソヨゴ					○		○		
		ネズミモチ	白	夏	○		○	○	○		
		ハマビワ				陽		○			
		ヒイラギ	白	秋			○	○	○		○
		ヒイラギモクセイ	白	秋			○	○	○		○
		ヒサカキ			○	陰	○	○	○		
		ヒメユズリハ			○		○	○	○		
		ベニカナメモチ				陽			○	○	
	低木	アオキ			○	陰	○	○	○		
		アセビ	白、赤	春		陰	○			○	○
		アベリ	白	夏			○	○		○	
		イヌツゲ					○	○	○		
		オオバグミ	黄白	秋	○			○			
		オオムラサキツツジ	赤紫	春		陽	○			○	
		カルミ	淡紅	春							
		カンツバキ	赤	冬		陰	○	○		○	
		キリシマツツジ	赤	春			○			○	
		キンシバイ	黄	夏							
		キンメツゲ									
		クサツゲ	淡黄緑	春			○	○		○	
		クチナシ	白	夏		陰	○	○	○	○	

分類	樹高	樹種	花 色	花 期	潜在自然 植生 (郷土種)	日照特性	耐性			病害虫・毒・トゲ等	
							耐排ガス	耐潮風	耐火	病害虫有	毒・トゲ等
常緑広葉樹	低木	ク ル メ ツ ツ ジ	紅紫、白	春		陰		○		○	
		コ ク チ ナ シ	白	春		陰		○		○	
		サ ツ キ ツ ツ ジ	白、赤紫	春			○	○		○	
		シ ャ ク ナ ゲ	淡紅、黄白	春						○	
		シ ャ リ ン バ イ	白	春	○		○	○			
		ジ ン チ ョ ウ ゲ	紫、白	春			○				
		セイヨウイワナンテン・ アキシラリス									
		セイヨウイワナンテン・ レインボー									
		サ ル コ コ ツ カ	白	冬		陰					
		セ ン リ ョ ウ				陰					
		ツルオオバマサキ			○			○			
		ト キ ワ マ ン サ ク	黄	春							
		ト ベ ラ	白	春	○		○	○	○		
		ナ ギ イ カ ダ				陰					
		ナ ワ シ ロ グ ミ	白	秋		陰	○	○			
		ナ ン テ ン	白	春		陰	○	○		○	
		ハ ク チ ョ ウ ゲ	白	春		陽					
		ハ マ ヒ サ カ キ			○	陰	○	○			
		ヒイラギナンテン	黄	冬			○				○
		ビ ョ ウ ヤ ナ ギ	黄	夏							
		ピ ラ カ ン サ	白	春		陽	○	○			○
		ヒ ラ ド ツ ツ ジ	赤・白・桃	春		陽	○	○		○	
		ベニバナトキワマンサク	紅	春							
		ボ ッ ク ス ウ ッ ド						○		○	
		マ サ キ			○		○	○	○	○	
		マ メ ツ ゲ					○	○			
		マ ル バ グ ミ						○			
		マルバシャリンバイ	白	春	○		○	○			
		マ ン リ ョ ウ			○	陰	○				
		ヤ エ ク チ ナ シ	白	春			○	○		○	
		ヤ ツ デ	白	秋	○	陰	○	○	○		
		ヤ マ ツ ツ ジ	赤	春							
		リュウキュウツツジ	白	春		陽					
	つる性	イ タ ビ カ ズ ラ						○			
		オ オ イ タ ビ カ ズ ラ						○			
		カロライナジャスミン	黄	春		陽					
		キ ウ イ	白	春		陽					
		ビ グ ノ ニ ア (ビナンカズラ)	赤、黄	春		陽					
		ツ ル マ サ キ									
		テ イ カ カ ズ ラ	白	春			○	○			
		ム ベ	白	春			○	○			
落葉広葉樹	高木	ア オ ギ リ	黄白	夏		陽	○	○	○		
		ア カ シ デ	赤	春		陽					
		ア キ ニ レ				陽	○	○			
		ア ベ マ キ				陽					
		イ タ ヤ カ エ デ				陽		○			
		イ ヌ シ デ	黄	春		陽					
		イ ロ ハ モ ミ ジ			○						
		ウ メ	紅、白	冬		陽				○	
		エ ゴ ノ キ	白、桃	春				○			○
		エ ノ キ			○	陽		○	○	○	
		エ ン ジ ユ	淡黄白	夏		陽				○	
		オ オ シ マ ザ ク ラ	白	春		陽	○	○		○	
		オ オ ヤ マ ザ ク ラ	桃	春		陽				○	
		カ シ ワ				陽	○	○	○		
		カ ツ ラ				陽					
		カ リ ン	淡紅	春		陽					
		カ ロ リ ナ ポ プ ラ				陽	○	○	○		

分類	樹高	樹種	花 色	花 期	潜在自然 植生 (郷土種)	日照特性	耐性			病害虫・毒・トゲ等	
							耐排ガス	耐潮風	耐火	病害虫有	毒・トゲ等
落葉広葉樹	高木	カ ン ヒ ザ ク ラ	紅紫	春		陽	○				
		ギ ヨ リ ユ ウ						○			
		ク ヌ ギ				陽	○		○		
		ケ ヤ キ			○	陽		○			
		コ ナ ラ				陽	○	○			
		コ ブ シ	白	春		陽					
		ザ ク ロ									
		サ ト ザ ク ラ	淡紅	春		陽	○				
		サ ル ス ベ リ	紅、白	夏		陽		○	○		
		シ ダ レ ザ ク ラ	淡紅白	春		陽	○			○	
		シ ダ レ ヤ ナ ギ				陽	○	○	○		
		シ ラ カ ン バ				陽					
		シ ン ジ ユ	白	夏			○				
		ス ズ カ ケ ノ キ (ブ ラ タ ナ ス)				陽	○			○	
		セ ン ダ ン	紫	夏				○			
		ソ メ イ ヨ シ ノ	薄桃	春		陽	○			○	
		ト ウ カ エ デ				陽	○				
		トゲナシニセアカシア				陽	○				
		ト チ ノ キ	白	春		陽	○				
		ナ ナ カ マ ド	白	春		陽					
		ナ ン キ ン ハ ゼ				陽		○			
		ニ セ ア カ シ ア (ハ リ エ ン ジ ユ)	白	春		陽					○
		ネ ム ノ キ	淡紅	夏		陽					
		ハ ク ウ ン ボ ク	白	春		陽					
		ハ ク モ ク レ ン	白	春		陽					
		ハ ナ ノ キ	紅	春		陽					
		ハ ナ ミ ズ キ	白、赤	春		陽					
		ハ ル ニ レ				陽					
		ハ ン ノ キ				陽					
		ヒ ト ツ バ タ コ	白	春		陽					
		ヒ メ シ ヤ ラ	白	夏		陽					
		ブ ナ									
		ホ ウ ノ キ	白	春		陽					
		ポ プ ラ									
		ミ ズ キ	白	春							
		ミ ズ ナ ラ				陽		○			
		ム ク ノ キ			○	陽	○	○			
		モ ミ ジ バ フ ウ									
		ヤ エ ザ ク ラ	淡紅	春				○		○	
		ヤ シ ヤ ブ シ				陽	○				
		ヤ マ ザ ク ラ	赤、白	春		陽				○	
		ヤ マ ハ ン ノ キ									
		ヤ マ モ ミ ジ				陰					
		ユ リ ノ キ	黄緑	春		陽			○		
	中木	ガ マ ズ ミ	白	春			○				
		サ ン シ ユ ユ	黄	冬		陽					
		シ モ ク レ ン	紫	春		陽					
		ショウジョウノムラ				陽					
		ナ ツ ツ バ キ	白	夏		陽					
		ニ ワ ト コ	白	春							
		ハ ナ ズ オ ウ	桃	春							
		マ ン サ ク	黄	冬		陽	○				
	低木	ム ク ゲ	赤紫、白	夏		陽	○				
		ラ イ ラ ツ ク	白、青、紫	春							
		ア キ グ ミ	淡黄	春			○	○			
		ア ジ サ イ	青紫	夏	○			○		○	
		イ ボ タ ノ キ	白	夏	○		○	○			
		イ ヌ ビ ワ			○			○	○		
		ウ ツ ギ	白	春		陰		○			

分類	樹高	樹種	花 色	花 期	潜在自然 植生 (郷土種)	日照特性	耐性			病害虫・毒・トゲ等	
							耐排ガス	耐潮風	耐火	病害虫有	毒・トゲ等
落葉広葉樹	低木	ウ メ モ ド キ	淡紫	夏			○				
		エ ニ シ ダ	黄	春		陽					
		オ オ デ マ リ	白	春							
		ガ ク ア ジ サ イ	赤、青、白	夏	○		○	○			
		ク コ						○			
		カ シ ワ バ ア ジ サ イ	白	夏							
		コ デ マ リ	白	春							
		コ ム ラ サ キ シ キ ブ	淡紫、白	夏		陽					
		シ モ ツ ケ	白、桃	夏							
		セ イ ヨ ウ ア ジ サ イ	白、青、赤	夏						○	
		セ イ ヨ ウ イ ボ タ	白	夏						○	
		タ ニ ウ ツ ギ	淡紅	春		陰	○				
		ド ウ ダ ン ツ ツ ジ	白	春		陽					
		ト サ ミ ズ キ	黄	春		陽					
		ニ シ キ ギ									
		ネ コ ヤ ナ ギ									
		ハ コ ネ ウ ツ ギ	淡紅、白	夏		陰	○	○			
		ハ ナ カ イ ド ウ	淡紅	春		陽				○	
		ハ マ ゴ ウ	紫	夏	○			○			
		ハ マ ナ ス	紅	夏	○	陽		○			○
		ハ マ ボ ウ	黄	夏	○	陽		○			
		ヒ ュ ウ ガ ミ ズ キ	黄	春		陰	○				
		フ ヨ ウ	白、桃	夏			○	○			
		ボ ケ	赤、白	冬		陰	○				○
		マ ユ ミ					○				
		ミ ツ バ ツ ツ ジ	桃	春							
		ミ ツ マ タ	淡黄	冬							
		ム ラ サ キ シ キ ブ	紫	夏		陰					
		ヤ マ ツ ツ ジ	赤	春							
		ヤ マ ハ ギ	紅紫	夏		陽					
		ヤ マ ブ キ	白、黄	春		陰					
		ヤ マ ボ ウ シ	白、桃	夏							
		ユ キ ヤ ナ ギ	白	春			○				
		レ ン ギ ヨ ウ	黄	春		陽	○				
		レ ン ゲ ツ ツ ジ	橙、赤	春							
		ロ ウ パ イ	黄	冬							
	つる性	ア ケ ビ	淡紫	春							
		ク レ マ チ ス	紫、赤、白	春		陽					
		ス イ カ ズ ラ	白→黄	春		陽		○			
		ツ ル ア ジ サ イ	白	夏							
		ツ ル ウ メ モ ド キ				陽					
		ツ ル パ ラ	赤、黄、白	春、秋		陽					
		ト ケ イ ソ ウ	紫	夏		陽					
		ナ ツ ヅ タ				陽					
		ナ ツ ユ キ カ ズ ラ	白	夏		陽					
		ノ ウ ゼ ン カ ズ ラ	橙	夏		陽					○
		フ ジ	白、紫、桃	春		陽					
		モ ツ コ ウ パ ラ	白	春		陽				○	○
針葉樹	高木	ア カ マ ツ				陽					○
		イ チ イ						○	○		○
		イ チ ヨ ウ				陽	○		○		○
		イ ヌ マ キ					○	○	○		
		ウ ラ ジ ロ モ ミ									
		カ ヤ				陰	○				
		カ ラ マ ツ								○	○
		ク ロ マ ツ			○		○	○		○	○
		コ ウ ヤ マ キ							○		
		サ ワ ラ					○		○		
		ス ギ						○			
		チ ヤ ボ ヒ バ									
		ド イ ツ ト ウ ヒ				陰	○				○

分類	樹高	樹種	花 色	花 期	潜在自然 植生 (郷土種)	日照特性	耐性			病害虫・毒・トゲ等	
							耐排ガス	耐潮風	耐火	病害虫有	毒・トゲ等
針葉樹	高木	ニ ッ コ ウ ヒ バ									
		ヒ ノ キ				陽	○	○	○		
		ヒ マ ラ ヤ ス ギ							○		
		メ タ セ コ イ ヤ									
		ラ カ ン マ キ				陽	○				
		ラ ク ウ シ ョ ウ									
	中木	イ ト ヒ バ									
		カ イ ツ カ イ ブ キ				陽	○	○			
		キ ャ ラ ボ ク					○				
	低木	ニ オ イ ヒ バ				陽					
		オ ウ ゴ ン コ ノ テ									
		コ ノ テ ガ シ ワ					○				
特殊樹		カ ナ リ ー ヤ シ				陽	○	○		○	
		ク ロ チ ク				陽					
		ソ テ ツ	黄	夏		陽	○	○	○		○
		ト ウ ジ ユ ロ					○	○	○		
		ビ ロ ウ				陽	○	○			
		フ ェ ニ ッ ク ス					○	○			
		ホ テ イ チ ク				陽					○
		モ ウ ソ ウ チ ク									○
		ヤ タ イ ヤ シ				陽	○	○			
		ユ ッ カ					○	○			○
		ワ ジ ユ ロ					○	○			
		ワ シ ン ト ン ヤ シ				陽	○	○			
地被植物	ササ類	オ カ メ ザ サ					○				
		オ ロ シ マ チ ク									○
		ク マ ザ サ				陽					
		コ グ マ ザ サ									
		チ ゴ ザ サ				陽					
		ミ ヤ コ ザ サ									
		ア ガ バ ン サ ス	青、白	夏		陽		○			
		アジュガ (アジュガ・レプタンズ)	紫	春							
		アペリア・エドワード・ ゴーチャー	赤	夏		陰					
		イ カ リ ソ ウ	白、紫、黄	春		陰					
		ウ ン ナ ン オ ウ バ イ	黄	春		陽					
		エ ビ ネ	黄、白	春		陰					
		オ ウ バ イ	黄	冬		陽					
		オ オ バ ジャ ノ ヒ ゲ	白	夏		陰					
		キ ズ タ				陰					
		キ チ ジ ョ ウ ソ ウ	紫	秋		陰					
		ギ ボ ウ シ	白、紫	夏		陰					
		ク サ キ ョ ウ チ ク ト ウ	紫、白	夏		陽					
		ク サ ソ テ ツ				陰					
		ク サ ボ ケ	赤	春		陽					
		コ ク チ ナ シ	白	春		陰				○	
		コ ト ネ ア ス タ ー	白	春		陽					
		シ バ ザ ク ラ	桃、白	春		陽					
		シ ヤ ガ	白	春		陰					
		シャスターデージー	白	春		陽					
		宿 根 バ ー ベ ナ	赤、白、黄	夏		陽		○			
		シ ユ ン ラ ン	黄	春		陰					
		シ ラ ン	紫、白	春		陰					
		シ ロ バ ナ サ ギ ゴ ケ	白	春		陽					
		ス イ セ ン	白、黄	冬		陽		○			
		セ キ シ ョ ウ				陰					
		セ ダ ム	白	春		陽					
		タ マ ス ダ レ	白	夏		陽					
		タ マ リ ュ ウ				陰					
		ツ キ ヌ キ ニ ン ド ウ	紅	夏		陽					

分類	樹高	樹種	花 色	花 期	潜在自然 植生 (郷土種)	日照特性	耐性			病害虫・毒・トゲ等	
							耐排ガス	耐潮風	耐火	病害虫有	毒・トゲ等
地被植物		ツワブキ	黄	秋		陰		○			
		ドイツズラン	白	春		陰					
		トクサ									
		ニシキテイカ				陽					
		ノシラン	紫、白	夏							
		ハイビャクシン				陽	○	○			○
		ハナシヨウブ	紫、白、黄	夏		陽					
		ハナニラ	白、紫	春							
		ハラシ				陰					
		ヒガンバナ	紅赤	秋		陽					
		ヒペリカム (ヒペリカム・カリシナム)	黄	春		陰					
		ヒペリカム (ヒペリカム・ヒデコート)	黄	夏		陰					
		ヒメウツギ	白	春		陽					
		ヒメシヤガ	白、紫	春		陰					
		フィリフェラオーレア				陽		○			
		フィリヤブラン	紫	夏							
		フツキソウ				陰					
		ブッドレア	白、紫	夏		陽					
		ヘメロカリス	黄、白	春～夏		陽					
		ポテンチラ	黄	夏							
		ホトトギス	白、赤	夏							
		マツバギク	桃	夏		陽		○			
		ミヤギノハギ	黄	夏		陽					
		ヤブコウジ				陰					
		ヤブラン	紫	夏		陰					
		ユキノシタ	白	夏		陰					
		ラミューム	黄	春		陰					
		リシマキア	黄	春		陰					
		リュウノヒゲ									
		ロニセラ・ニチダ				陽					
	つる性類	アメリカツルマサキ									
		ピンカ・マジヨール	紫	春		陰					
		ピンカ・ミノール	紫	春		陰					
		ヘデラ・カナリエンシス						○			
		ヘデラ・コルシカ				陽		○			
		ヘデラ・ヘリックス				陽					
		ヘデラ・ヘリックス・ グレーシャー				陽					
		ヘデラ・ヘリックス・ ゴールドハート				陽					
		ヘデラ・ヘリックス・ ピッツバーグ				陽					
		テリハノイバラ	白	春		陽		○			
	シバ類	ルブス・カリシノイデス	白	春							
		コウライシバ									
		セイヨウシバ						○			

◆表の見方

- ・本表は、緑化計画や日常管理の参考となるようにまとめたもので、必ずしも本表に掲げた樹木等を使用しなくてはいけないというものではありません。
- ・「花色」「花期」は概ねの花色と時期を記載したものです。
【花期】春(3～5月)、夏(6～8月)、秋(9～11月)、冬(12～2月)
- ・「潜在自然植生」は、三浦半島における代表種に○を記載しました。
- ・「日照特性」は、特に日当たりが良い場所でないと生育し難い樹種に「陽」を、比較の日陰地でも育つ樹種に「陰」を記載しています。(「陰」は全くの日陰地でも可能という意味ではありません)
- ・「耐性」は、それぞれの環境等に比較強い樹種に○を記載しました。
- ・「病虫害・毒・トゲ等」は、それぞれに注意が必要な樹種に○を記載しました。

資料3 目標編に関連する条文等

適正な土地利用の調整に関する条例（抜粋）

（対象行為）

第2条 この条例は、次に掲げる土地利用行為（以下単に「土地利用行為」という。）を対象とする。

（1）開発事業（500平方メートル以上の土地の区画形質の変更で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）

ア 建築物系の開発事業（主として建築物の建築を目的とする開発事業をいう。ただし、自己居住用の開発事業（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発事業をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

イ 自己居住用の開発事業

ウ 非建築物系の開発事業（土地そのものの利用を主たる構成要素とする開発事業をいう。以下同じ。）

（2）特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（平成14年横須賀市条例第41号。以下「特定建築等行為条例」という。）第3条第1項に規定する特定建築等行為のうち次に掲げるもの

ア 中高層建築物の建築（特定建築等行為条例第3条第1項第2号に規定する中高層建築物（以下単に「中高層建築物」という。）の建築をいう。以下同じ。）

イ 大規模建築物の建築（特定建築等行為条例第3条第1項第3号に規定する大規模建築物（以下単に「大規模建築物」という。）の建築をいう。以下同じ。）

ウ 特定用途建築物の建築（特定建築等行為条例第3条第1項第4号に規定する特定用途建築物（以下単に「特定用途建築物」という。）の建築をいう。以下同じ。）

エ 特定用途建築物への用途変更（特定建築等行為条例第3条第1項第4号の2に規定する特定用途建築物への用途変更をいう。以下同じ。）

オ かけ地建築物の建築（特定建築等行為条例第3条第1項第5号に規定するかけ地建築物（以下単に「かけ地建築物」という。）の建築をいう。以下同じ。）

カ 宅地造成（特定建築等行為条例第3条第1項第6号に規定するものをいう。以下同じ。）

～後略～

【趣 旨】

本条は、本条例の対象となる土地利用行為を明確にしている。ここに規定する各行為は、本条例第1条に掲げる目的に則した土地利用を実現するため、本条例に基づき、規制又は誘導を行うこととなる。

【解釈・運用】

（1）**開発事業**

開発事業は、市街化区域と市街化調整区域で性格や目的に差があるものの市域全域で行われるものであり、本市の地域的特性、都市環境等を踏まえ、市域全域について500㎡以上を対象としたものである。

開発事業を行う場合は、本条例第2章に定める土地利用調整基準のうち、第7条（斜面地における緑地の確保等）、第10条（工業地域における生産環境の確保）、第12条（テレビジョン電波受信障害対策）、第14条（道路の整備）、第15条（防災行政無線拡声受信装置等の整備）、第16条（消火活動用空地の確保）、第18条（集会施設の整備）、第19条（土砂等の搬出入）、第20条（工場跡地の土地利用）、第21条（緑化）、第22条（駐車施設の確保）、第23条（地区計画等の活用等）、第24条（文化財の保護）、第25条（環境配慮に係る措置）、第26条（都市景観創出に係る措置）、第27条（防犯に対する配慮）、第28条（防犯灯の設置）、第30条（開発事業の遵守基準）又は第33条（開発事業の指導基準）が、開発事業の場所、種別、規模、内容等に応じて適用されることとなる。ただし、当該開発事業が中高層建築物の建築など他の土地利用行為にも該当するときは、当該土地利用行為の基準も適用される。

① 建築物系の開発事業

都市計画法第29条第1項の許可を要する開発行為と同様の行為（都市計画決定によらない組合施行による土地区画整理事業などを含む。）が該当する。ただし、市街化調整区域内における500㎡未満の開発行為は、土地利用の調整を図る本条例の趣旨から、対象から除外している。

② 自己居住用の開発事業

開発行為をしようとする者が自らの生活の本拠として使用する住宅を建築することが目的の開発事業で、都市計画法第29条第1項の許可を要する開発行為（区域の面積が500㎡以上の場合に限る。）が該当する。自己居住用の住宅を目的とする建築物系の開発事業であっても、大規模な土地の形等の改変を伴うものについては、周辺に及ぼす影響が他の建築物系の開発事業と変わらないことから、本条例の対象行為とし、規制・誘導を図るものである。

ただし、土地利用調整基準については、第7条第2項（斜面地における緑地の確保等）、第19条（土砂等の搬出入）、第21条（緑化）、第24条（文化財の保護）、第25条（環境配慮に係る措置）、第26条（都市景観創出に係る措置）が適用されることとなる。

③ 非建築物系の開発事業

建築物系の開発事業以外の行為として、屋外スポーツ・レクリエーション施設、墓地、駐車場、資材置場等（第2種特定工作物を含む。）、土地そのものの利用を主たる構成要素とする開発事業が該当し、広義の開発行為を意味している。この種の開発事業は多様であり、本市の地域的特性からも土地の形等の改変を伴うことが多いため、本条例の対象行為とし、規制・誘導を図ることとしたものである。

また、本条例は、市街化調整区域内における大規模土地利用行為の調整を担っている神奈川県土地利用調整条例と同等以上の効力を有するものとして制定した。このことから、非建築物系の開発事業を本条例の対象としたものである。

(2) **中高層建築物の建築** **大規模建築物の建築** **特定用途建築物の建築**
特定用途建築物への用途変更 **がけ地建築物の建築** **宅地造成**

これらの行為は、周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして、実体的な規制・誘導を図ることとしたものである。

※各行為の具体的内容は、本逐条解説「特定建築等行為条例」の第3条（対象行為）を参照。

これらの行為を行う場合は、本条例第2章に定める土地利用調整基準のうち、第7条（斜面地における緑地の確保等）、第8条（特定用途建築物等の制限）、第10条（工業地域における生産環境の確保）、第11条（がけ地建築物の建築に係る措置等）、第12条（テレビジョン電波受信障害対策）、第13条（景観創出に係る基準）、第15条（防災行政無線拡声受信装置等の整備）、第16条（消火活動用空地の確保）、第17条（ごみ集積所の整備）、第18条（集会施設の整備）、第19条（土砂等の搬出入）、第20条（工場跡地の土地利用）、第21条（緑化）、第22条（駐車施設の確保）、第24条（文化財の保護）、第25条（環境配慮に係る措置）、第26条（都市景観創出に係る措置）、第27条（防犯に対する配慮）又は第29条（宅地造成の基準）が、行為の場所、種別、規模、内容等に応じて適用されることとなる。ただし、当該行為が開発事業など他の土地利用行為にも該当するときは、当該土地利用行為の基準も適用される。

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為は、次章から第6章までの規定は、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業又は同法第12条第1項の規定により都市計画に定められた事業の施行として行う土地利用行為
 - (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の区域又は同法第100条第1項の規定により市長が指定した河川の区域において行う土地利用行為
 - (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項又は第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画に基づく事業の施行として行う土地利用行為
 - (4) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾に係る同条第3項に規定する港湾区域において同法第3条の3第1項に規定する港湾計画に基づく事業の施行として行う土地利用行為
 - (5) 公益性が特に高いと認められる土地利用行為その他の市長が特に必要であると認めて規則で定めるもの
 - (6) 都市計画法第12条の4第1項に規定する地区計画等（以下単に「地区計画等」という。）で地区整備計画が定められている区域内で行う土地利用行為。ただし、墓地等の設置を除く。
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条に規定する仮設建築物の建築
- 2 国、地方公共団体その他規則で定めるものを行う土地利用行為は、第4章の規定は、適用しない。この場合において、土地利用行為を行う者（以下「土地利用行為者」という。）は、事前に市長と協議するものとする。

【趣 旨】

本条は、この条例の対象行為のうち、特に目的の達成に支障がないものについては、第2章から第6章までの規定を適用しないこととし、その範囲を明確にしている。

【解釈・運用】

- 1 第1項第1号から第4号までの土地利用行為は、都市計画事業や個別法の上位計画による要請に基づく公共事業であり、また、個別法により土地利用の調整や手続きがなされるものであることから、適用除外とするものである。
- 2 第1項第5号の行為は、次に掲げる視点から適用除外とするものである。
 - (1) 土地収用法により土地の収用権が付与されている事業に係る行為のうち、国・地方自治体・特定の公益事業者が行うものは公共・公益性が特に高く、かつ、個別法で事前の調整や手続きが予定されているため
具体的には、土地収用法第3条各号に掲げられている事業に係る行為が適用除外となる。（本条例施行規則第2条第1号）
 - (2) 都市計画の基本理念である「農林漁業と調和した健全な土地利用」に合致している行為は、緑地又は公園と同様の効用・効果があり、土地利用の調整を必要としないため
具体的には、次に掲げる行為が適用除外となる。
 - ① 農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地の造成事業として行う開発事業（農地及び採草放牧地において行うものに限る。）（本条例施行規則第2条第2号）
 - ② 農地及び採草放牧地の造成事業として行う開発事業で、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業として行うもの（本条例施行規則第2条第3号）
 - (3) 国家的要請に基づく行為は、本条例の枠外にあるため
具体的には、いわゆる日米安全保障条約に基づきアメリカ合衆国軍隊が必要とする施設又は自衛隊法第2条第1項に規定する自衛隊の業務施設に係る土地利用行為が当たる（本条例施行規則第2条第4号）。

(4) 緊急性があると認められる行為は、本条例の枠外にあるため

具体的には、非常災害のため必要な応急措置として行う土地利用行為が当たる（本条例施行規則第2条第5号）。

(5) 事業実施のために土地の改変を伴わずに行う開発事業は、永続的な土地利用として調整を行う必要がないため

具体的には、土木事業等に一時的に使用するための都市計画法に規定する第1種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発事業で、土地の造成を伴わないものが当たる（本条例施行規則第2条第6号）。

(6) 市街化調整区域内で行う土地利用行為のうち、農林漁業の事業、保安林に係る事業及び公園又は緑地に係る事業のための行為は、自然環境や農林漁業と調和した土地利用を目指す市街化調整区域の理念に合致しているため

具体的には、次に掲げる行為が適用除外となる（本条例施行規則第2条第7号）。

① 農業用排水施設、農業用道路、その他農業若しくは漁業の用に供する施設に関する事業又は森林法第25条第1項の規定により指定された保安林の保全のために必要な事業若しくは同法第41条第3項に規定する保安施設事業に係る開発事業

② 漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設に係る開発事業及び埋立行為

③ 現に農地等又は公園若しくは緑地の用に供している土地利用から森林又は原野の用に供する土地利用に変更する開発事業

④ 現に条例第30条第1号若しくは第2号に掲げる土地利用又は宅地等の用に供している土地利用から、森林若しくは原野、農地等又は公園若しくは緑地の用に供する土地利用に変更する開発事業

3 第1項第6号の地区計画等の地区整備計画区域内で行われる土地利用行為は、都市計画決定した地区整備計画の制限のもとに行われるものであることから、そのルールを優先するものとして本条例を適用しないこととするものである。

ただし、地区計画等は、建築物の整備を主眼とする土地利用の制限であることから、地区計画区域内で土地そのものの利用を主たる構成要素とする墓地等を設置する場合は、地区計画等の制限で土地利用の調整や誘導を行うことはできない。また、墓地等が自然環境や生活環境に及ぼす影響が大きいことも踏まえ、墓地等については、本条例の基準や手続きを適用することとしたものである。

4 第1項第7号の行為は、事業、興行等の実施のために一時的に使用するための行為であり、目的を達することにより除却され、永続的な土地利用として調整を行う必要がないことから、適用除外とするものである。

5 第1項に掲げている土地利用行為は、第2章（土地利用調整基準）、第3章（地区土地利用協定）、第4章（土地利用行為に係る手続き）、第5章（雑則）及び第6章（罰則）の規定が適用されないものの、本条例第1章（総則）及び土地利用基本条例（一部の行為は、当該条例の第8条及び第9条の手続きは不要）が適用されるため、留意が必要である。

6 第2項の国・地方公共団体（第1項に掲げる行為以外の土地利用行為で、国・地方公共団体が行うものが該当する。）その他規則で定めるものが行う行為は、公共事業又はこれに準ずる事業として円滑な事業推進を図る必要があるため、本条例第4章に規定する土地利用行為に係る手続きは適用除外とする。しかし、公共事業といえども良好な都市環境等の維持や形成を誘導すべき観点から、第2章による土地利用調整基準に基づき調整を行うものとして、あらかじめ市長と協議することを義務付けるものである。

なお、規則に定めるものには、次に掲げる公社等が該当する（本条例施行規則第3条）。

①独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等

②地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

③神奈川県住宅供給公社

④神奈川県道路公社

⑤神奈川県土地開発公社

⑥横須賀市土地開発公社

(緑化)

第21条 開発事業、中高層建築物若しくは大規模建築物の建築又は宅地造成を行う土地利用行為者は、市長が定める基準により、当該土地利用行為の区域内に植栽を行うこと等の緑化に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、土地利用行為者が開発事業、中高層建築物・大規模建築物の建築又は宅地造成行為を行うに当たって、緑化について配慮すべきことを定めている。

【解釈・運用】

1 土地利用行為者は、開発事業、宅地造成の区域内や、中高層建築物・大規模建築物の敷地内に植栽を行うなどの、緑化を推進するよう努力しなければならない。この中には、(予定)建築物の屋上部分や未利用地となる部分の緑化も含まれる。

なお、「市長が定める基準」には、土地利用行為の区域内の緑化についての「敷地内緑化基準」、3,000㎡以上の建築物系の開発事業の区域内の斜面地についての「傾斜地山林基準」があり、それぞれ努力目標としての基準を設定している。

2 土地利用行為における緑地等の確保等については、本条による指導基準のほか、土地利用行為の内容により、第7条(斜面地における緑地の確保等)、第8条(特定用途建築物等の制限(緩衝緑地等の設置))、第10条(工業地域における生産環境の確保)、第30条(市街化調整区域内の開発事業の遵守基準(緑地の確保))、第32条(市街化調整区域内の資材置場の設置基準(樹林帯の設置・緑地の確保))による遵守基準が適用される場合がある。

「緑化指導基準」

1 総則

適正な土地利用の調整に関する条例(以下「条例」という。)第21条に規定する緑化の基準は以下に掲げるとおりとする。

2 敷地内緑化の基準

(1) 適用範囲

- ア 条例第2条第1項第1号に規定する開発事業
- イ 条例第2条第1項第2号アに規定する中高層建築物の建築
- ウ 条例第2条第1項第2号イに規定する大規模建築物の建築
- エ 条例第2条第1項第2号カに規定する宅地造成

(2) 専用住宅用地の開発事業に係る緑化

- ア 専用住宅用地の緑化は都市緑地法(昭和48年法律第72号)による緑地協定を締結すること。
- イ 前記の緑地協定の締結がされない場合にあっては、行為者は区画された建築敷地ごとに樹木でおおわれた土地(以下「樹林地」という。)の面積の割合を20%以上確保することとし、開発事業の完了検査までに植栽工事がしゅん工していること。

樹林地の面積は次の基準により算出する。

区分	植栽時の規格	植樹地算定の面積
高木	樹高 3m 以上	10 ㎡
中木	樹高 1.5m 以上	5 ㎡
低木	樹高 0.3m 以上 1.5m 未満	0.25 ㎡
芝生・地被類等		下記のとおり

※ 芝及び地被植物の算定

芝又は地被植物で地面を覆い、又はすでに覆われている場合は、その面積の2割までを緑地に換算することができるものとする。ただし、土地の形状、地質等により樹木等で緑地を形成することが困難な場合は、その面積の5割までを緑地に換算することができる。

(3) 専用住宅用地以外の開発行為に係る緑化

- ア 専用住宅用地以外の緑化は都市緑地法(昭和48年法律第72号)による緑地協定を締結すること。
- イ 前記の緑地協定の締結がなされない場合であっては、行為者は、開発区域面積に対して樹林地の面積の割合を6%以上確保することとし、開発事業の完了検査までに植栽工事がしゅん工していること。
樹林地の面積の算出は、前(2)の算出基準を準用する。
- ウ 前イの面積には、公共用地(街路、公園等)内の植栽、既存樹林は含まない。

(4) 中高層建築物及び大規模建築物の建築に係る緑化

- ア 中高層建築物及び大規模建築物の建築にあつては、行為者は、建築物の敷地面積に対して樹林地の面積の割合を6%以上確保すること。
樹林地の面積の算出は、前(2)の算出基準を準用する。
- イ 前アの面積には、公共用地(街路、公園等)内の植栽、既存樹林は含まない。
- ウ 前号の樹林地の面積には、建物屋上や建物壁面の緑化部分及び外構石積みやフェンスを地被植物で緑化した部分の面積を加えることができる。
- エ 屋上や建物壁面等に係る緑化面積の算出は次のとおりとする。
 - ①屋上緑化やベランダ緑化は樹木、地被植物を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とする。
 - ②壁面やフェンス、石積みの地被植物による緑化は、緑化しようとする部分の水平延長の和に1.0mを乗じた面積を緑化面積とする。

(5) 専用住宅用地の宅地造成に係る緑化

- ア 行為者は区画された建築敷地ごとに樹林地の面積の割合を20%以上確保することとし、宅地造成の完了検査までに植栽工事がしゅん工していること。
樹林地の面積の算出は、前(2)の算出基準を準用する。

(6) 専用住宅用地以外の宅地造成に係る緑化

- ア 行為者は、建築物の敷地面積に対して樹林地の面積の割合を6%以上確保すること。
樹林地の面積の算出は、前(2)の算出基準を準用する。
- イ 前アの樹林地の面積には、建物屋上や建物壁面の緑化部分及び外構石積みやフェンスを地被植物で緑化した部分の面積を加えることができる。面積の算出は前(4)の算出基準を準用する。
- ウ 宅地造成区域内の斜面地は、樹木の植栽や種子の吹きつけ等により緑化を行なうとともに、フェンス等には地被植物による緑化を配慮すること。

(7) 緑化の完了

敷地内の緑化協議に係る土地利用行為が完了するまでに緑化工事を完了していること。ただし、次に掲げる理由により緑化工事を完了することができない場合、行為者は市に緑化の完了時期に関する届出書を提出することにより、完了時期を延期することができる。

- ア 狭小な宅地内でかつ、建築配置計画が未定であることにより、樹木の植栽計画が確定出来ない場合。
- イ 緑化工事を行う時期が冬季の厳寒期又は夏季の酷暑期となる場合。
- ウ 上記以外の理由で、その他市長が止むを得ないと認める場合。

(8) 完了時の提出書類

敷地内の緑化協議に係る土地利用行為が完了したとき、または前項但し書きにより延期し緑化工事が完了したときには、緑化しゅん工平面図及び緑化しゅん工計算書、写真を提出するものとする。

3 斜面緑地の保全基準

(1)適用範囲

条例第2条第1号に規定する開発事業で開発の規模が3,000㎡以上のもの。

(2)斜面緑地の保全割合

- ア 開発行為区域内に、樹林地又は、草地等の斜面緑地がある場合に開発事業区域の20%を目標に可能なかぎり山林として保全する。
- イ 開発事業区域内に目標の20%の斜面緑地を保全できない場合は、開発事業隣接地に確保することができる。
- ウ 前各号に定める基準によりがたい時は、宅地内石積み等を地被植物などで緑化しなければならない。

(3)斜面緑地の形態

- ア 斜面緑地の敷地は極力まとまりある形とし、当該開発行為により設置される公園や、開発区域周辺の公園・斜面緑地の配置を考慮すること。
- イ 斜面緑地は、既存の樹林等を保全することが基本であるが、防災工事等でやむなく保全できない場合は、ポット苗により樹林の復元を図らなければならない。
- ウ 維持管理及び危険防止の観点から、必要に応じて適切な柵等を設けなければならない。

特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例（抜粋）

（対象行為）

第3条 この条例で対象となる周辺環境に影響を及ぼすおそれがあり、当該周辺環境に十分に配慮することを要する行為（以下「特定建築等行為」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可を要する開発行為（以下単に「開発行為」という。）

（2）次に掲げる建築物（以下「中高層建築物」という。）の建築

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び市街化調整区域（以下「第1種区域」という。）内における建築物で、高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する高さをいう。以下同じ。）が10メートルを超えるもの（増築にあつては、増築部分が10メートルを超えるものに限る。）

イ 商業地域、工業地域及び工業専用地域（以下「第2種区域」という。）内の建築物で、高さが20メートルを超えるもの（増築にあつては、増築部分が20メートルを超えるものに限る。）

（3）第1種区域内における延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物（以下「大規模建築物」という。）の建築（増築にあつては、増築部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計又は増築部分と既存部分（床面積が1,000平方メートル以下のものに限る。）の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。）

～中略～

(6) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第 191号）第 2 条第 2 号に規定する宅地造成のうち、次のいずれにも該当するもの（以下「宅地造成」という。）

ア 切土又は盛土をする土地の面積の合計が 100平方メートルを超えるもの又は搬出入する土砂等の量の合計が 100立方メートルを超えるもの

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 宅地造成等規制法第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域（市街化調整区域に限る。）内で行う切土又は盛土をする土地の面積の合計が 500平方メートル未満のもの

(イ) 宅地造成等規制法第 8 条第 1 項の規定による許可を要するもの

2 前項第 2 号から第 4 号の 2 までに規定する建築物のうち、第 1 種区域と第 2 種区域とにまたがるものについては、第 1 種区域内に存するものとみなす。

【趣 旨】

本条は、この条例の対象となる行為を「特定建築等行為」と称してその範囲を明確にしている。

【解釈・運用】

1 この条例の対象となる「特定建築等行為」は、開発行為・中高層建築物の建築・大規模建築物の建築・特定用途建築物の建築・特定用途建築物への用途変更・がけ地建築物の建築・宅地造成が該当し、各行為の具体的な内容は次のとおりである。

開発行為

この条例の対象となる開発行為とは、都市計画法第29条第 1 項の規定の許可を要する行為をいう。

「開発行為」の定義については、開発許可等の基準及び手続きに関する条例第 2 条に規定されている。

中高層建築物の建築

第 1 種区域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び市街化調整区域）内において高さが10mを超える建築物を「中高層建築物」と定義する。これは、従来から、周辺に影響を与えることが考えられるものとして 4 階建て以上の建築物を開発行為等指導要綱の対象としていた趣旨に鑑み、高さが10m以下ではほとんどの建築物は 4 階建てとならないこと、また、第 1 種区域において建築基準法第56条の 2 に規定される日影規制が適用されるのは、高さが10mを超える建築物であることを考慮したものである。

また、第 1 種区域に準工業地域、近隣商業地域を含めたのは、住居系用途地域以外とはいえ、本市においては職住混在の状況が多く、同地域が居住用として利用されていることを考慮したものである。

市街化調整区域での事例は多くないと考えられるが、中高層建築物が建築される可能性があることから、これを含めている。

通常の建築物の階の高さを考慮すると、大部分の 3 階建ての建築物の高さが10m以下であることから、通常の高さの 3 階建ては対象にならない。

なお、第 2 種区域（商業地域、工業地域及び工業専用地域）においては、建築基準法第56条の 2 に規定される日影規制は適用されていないこと、土地の高度利用を図る地域であること、工業の利便を図ることを目的とし、居住することを目的とはしていないこと等を考慮し、この区域においては、中高層建築物の高さを20mを超えるものとする。

大規模建築物の建築

中高層建築物には該当しない場合でも、建築物の延べ面積が大きいことで工事が大規模となることや、物資や人の出入りが多いことなど周辺に与える影響があると考えられることから、第1種区域内における延べ面積が1,000㎡を超える建築物を「大規模建築物」と定義する。

なお、このことは、横須賀市建築基準条例第7条において、大規模な建築物を延べ面積が1,000㎡を超える建築物としていることを考慮したものである。

～中略～

宅地造成

市域の約80%が宅地造成工事規制区域に指定されており、宅地造成はかなりの量の土砂等の搬出入を伴うなど周辺環境に及ぼす影響が大きいと、宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成のうち、次のいずれにも該当するものを本条例では「宅地造成」という。

- (1) 切土又は盛土をする土地の面積の合計が100㎡を超えるもの又は搬出入する土砂等の量の合計が100㎡を超えるものの

なお、切土又は盛土をする土地の面積とは、工事に係る切土又は盛土を行う部分の面積をいう。

- (2) 次のいずれかに該当するもの

- ① 宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域（市街化調整区域に限る。）内で行う切土又は盛土をする土地の面積の合計が500㎡未満のもの
- ② 宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を要するもの

ただし、主として個人が行う駐車場造成や擁壁築造などの小規模な宅地造成行為は、周辺環境に及ぼす影響も小さいことから、切土・盛土を行う土地の面積の合計が100㎡以下で、かつ、搬出入する土砂等の量の合計が100㎡以下の場合は、本条例の対象としない。

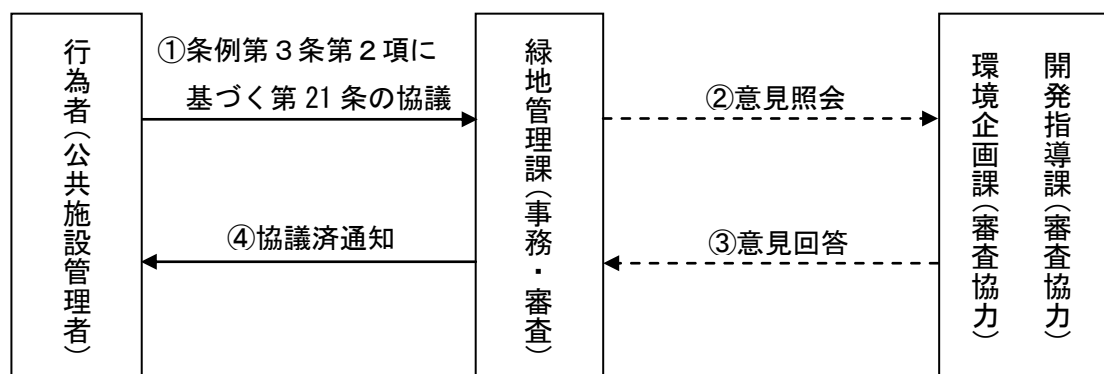
なお、「土砂等」の等には、解体された既存の石積み、擁壁のコンクリート、ブロックを含めるが、新たに構造物を築造する際に使用するコンクリート、間知石、裏込め割栗石、砂利などの工事用資材は含めない。

2 第2項は、第1種区域と第2種区域とにまたがる建築物の取扱いについて定めている。

すなわち、中高層建築物の建築、大規模建築物の建築、特定用途建築物の建築及び特定用途建築物への用途変更を行う際、建築物が第1種区域と第2種区域とにまたがる場合は、第1種区域内に存するものとみなす。

【参考】適正な土地利用の調整に関する条例第3条第2項に基づく第21条協議の運用について

条例第3条第2項に基づき第21条の協議申請があった際は、ガイドラインの適正な運用を図るために関係各課による調整を行い、適正な緑化誘導のための協力体制を構築します。



資料4 「みどり」の位置付けについて

1. 「みどりの基本条例」について

本市において「みどり」は、海とともに自然環境の重要な要素であり、私たちの生活にも心の安らぎや健康など多くの恩恵を与えています。また、地球温暖化対策や生物多様性の保全など様々な側面からも「みどり」の重要性が高まっています。しかし、近年の都市化により「みどり」の現状が進み、その保全と創出が必要となっています。こうした背景を踏まえ本市では、私たち各自が協力し合って、「みどり豊かな都市づくり」を目指すとともに、大切な「みどり」を将来に残すために「みどりの基本条例」を制定しています。

【参考】

□「みどりの基本条例」～抜粋～（平成23年4月）

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念を定め、市民、土地所有者等、事業者及び市の責務を明らかにし、並びにみどりの保全及び創出に関する基本的な事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

～中略～

（基本理念）

第4条 みどりの保全及び創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) みどりは、すべての人にとってかけがえのない存在であり、将来に渡って継承すべきものの認識に立つこと。
- (2) みどりは、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。
- (3) 市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働を行うこと。
- (4) 土地所有者等の権利を尊重するとともに、公共の福祉との適切な調和を図ること。

（市民の責務）

第5条 市民は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、所有し、又は管理する土地又は施設において樹木、草花等を植栽し、又は維持するなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、基本理念に基づき、所有し、又は権原を有する土地における樹林地等が土砂流出、倒木その他の災害を起こすことのないように、自らの責任においてみどりを適切な状態に維持管理し、かつ、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献を行うなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

（市の責務）

第8条 市は、基本理念に基づき、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、土地所有者等及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を尊重するとともに、市民等が参画できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、みどりの保全及び創出について市民等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、みどりの保全及び創出のため、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力を行うよう努めなければならない。

～中略～

（みどりの量及び質の確保）

第12条 市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

（施設の緑化等の推進）

第13条 市は、市民の健康の増進、交流の促進及びみどりとのふれあいを図るために、公園等の市の施設について整備及び活用を推進するとともに、道路、港湾その他の公共施設における緑化を推進するものとする。

～後略～

2. 「横須賀市みどりの基本計画」について

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」などに関する施策を総合的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにし、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出していく計画のことです。「横須賀市みどりの基本計画」では、みどりの将来像を「多くのみどりが存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市横須賀』とし、実現に向けて目標や基本方針などを掲げています。

計画の目標

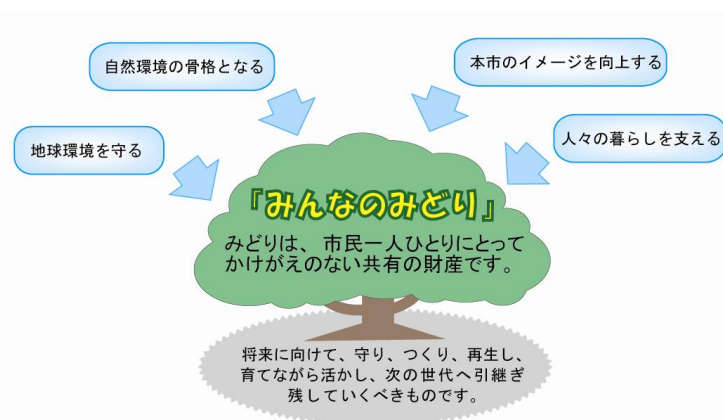
計画の基本理念	⇒	みんなで育むみどりとの共生
みどりの将来像	⇒	多くのみどりが存在し、それらがネットワークされた「みどりの中の都市 横須賀」
みどりの将来像の実現に向けた目標	⇒	自然環境と人々の生活をよりよくしていくための「みどりの量と質の向上」をめざします

3. 「みどり」とは

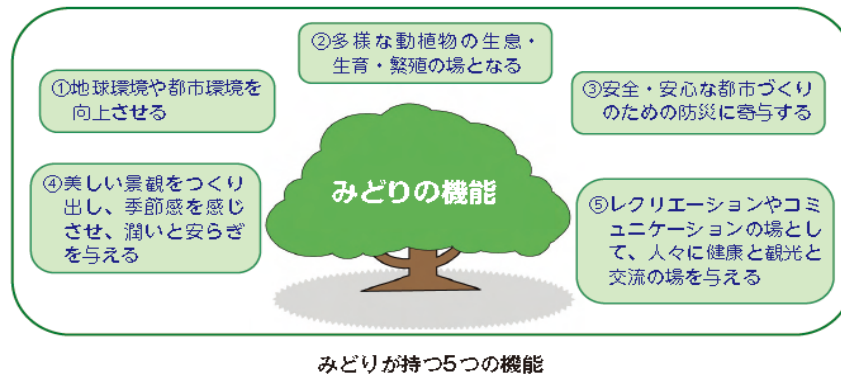
横須賀市みどりの基本計画において、「みどり」は「樹木・草花などの植物」「自然環境と一体となった様々なオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」など幅広いものを対象としています。「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも対象が幅広いことから、「緑」ではなく「みどり」と呼称しています。

4. 本市における「みどり」の意義、必要性

本市は、三方を海に囲まれ、みどり豊かな自然に恵まれており、この自然環境が本市の最大の魅力となっています。そして、本市のみどりは、その自然環境を支える骨格となり、イメージを向上させ、人々の豊かな暮らしを支えています。さらに、本市のみどりは、首都圏にまで広がる広域的な自然環境の一部であり、地球環境を守る役割も果たしています。こうしたことから本市のみどりは、「市民一人ひとりにとってかけがえのない共有の財産＝みんなのみどり」であり、みんなで支え次の世代へ引継ぎ残していくべきものです。



5. みどりの役割、機能



(1) 地球環境や都市環境の向上

みどりは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源となり、地球温暖化防止のための重要な機能を持っています。また、コンクリートやアスファルトと比べて温まりにくいことや、蒸散作用や遮蔽作用によって都市部におけるヒートアイランド現象を緩和する効果があります。さらに、防音や防塵など、住宅地と工場や道路などの緩衝地帯としての機能もあり、地球環境や都市環境の向上に寄与します。

(2) 生物多様性の保全

みどりは、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として重要な役割を果たし、生態系を支える基盤となり、生物多様性の保全に寄与します。さらに、動植物とのふれあいは、次世代を担う子どもたちの情操を育む自然に関する教育の場としても重要です。

(3) 安全・安心な都市づくり

みどりは、火災に対する延焼防止の役割を果たし、避難路や避難地を確保します。また、公園などのオープンスペースは、大規模地震などの災害の際、避難地機能のほか、救急救命・救援活動の拠点や復旧・復興の拠点としての機能が発揮され、安全・安心な都市づくりに寄与します。

(4) 美しい景観と歴史的風土の形成

みどりは、四季折々の風景や、市街地や住宅地における木々や沿道の並木など美しい景観を形成する大切な要素です。また、都市の歴史・文化は、人と自然環境が織りなす風土により伝えられてきたものであり、こうした背景を持つみどりは、ふるさととしての歴史的景観を継承する重要な要素です。みどりにより形成された景観は、人々の心に潤いと安らぎを与え、都市の特徴をあらわす大切な存在であり、美しい景観と歴史的風土の形成に寄与します。

(5) 交流の拠点としての場の提供

みどりは、ハイキングやスポーツなどの場を提供することで人々の健康を維持・増進させてくれます。また、自然とのふれあいなどを通じて、私たちに心の安らぎを与え、ストレスや疲れを癒し、リフレッシュさせてくれます。さらに、大規模な公園・緑地は、市内外の人々が訪れる観光やレクリエーションの拠点となり、身近な公園は、地域の子どもたちから高齢者まで市民の日常的な交流や地域活動の場として、豊かな市民生活を提供するなど、交流の拠点としての場としての役割があります。

資料5 本市におけるみどりの現状

1. 緑被率調査

(1) 緑被率調査とは

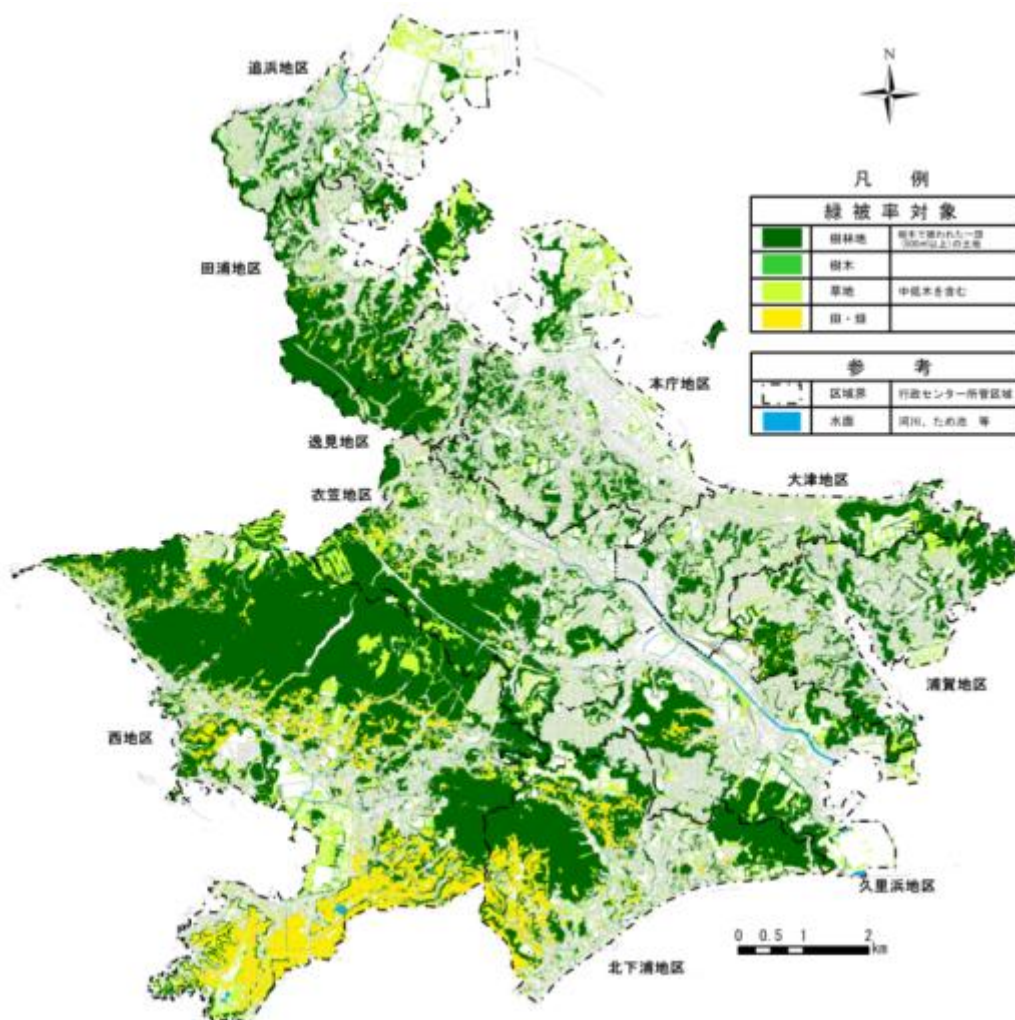
市内の「どこ」に「どれだけ」の「みどり」があるかを把握し、市民のみなさんが「みどり」を身近に感じ、親しむことができるような「制度」や「施策」を検討し、推進するための基礎資料となる「緑被率調査」を平成22年7月に実施しました。

(2) 本市域の緑被率（緑被率調査の結果）

調査の結果、本市域の緑被率は「53.8%」でした。

なお、市街化区域の緑被率は「36.5%」で、市街化調整区域の緑被率「85.7%」に比べ少ないため、率先して緑化することが必要です。

○市域全域の緑被率



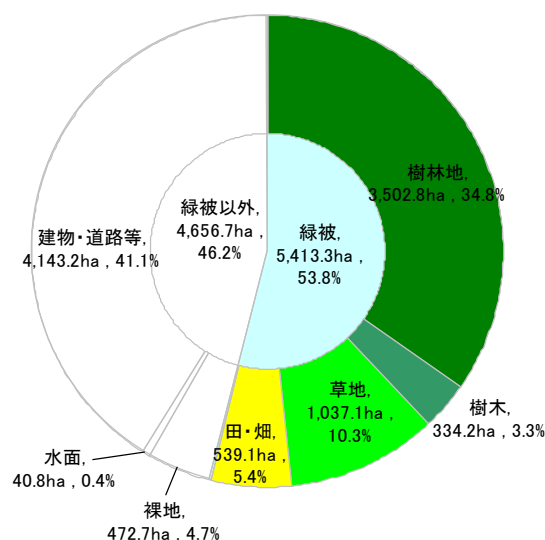
区 分	緑被率	構成比	内 容
樹 林 地	53.8%	34.8%	500 ㎡以上の一段の樹木で覆われた土地
樹 木		3.3%	概ね 2m以上の樹木、竹林で被われた土地 (1 ㎡以上 500 ㎡未満)
草 地		10.3%	概ね 2m未満の樹木や、草類で被われた土地
田 畑		5.4%	農作物が栽培される土地 (家庭菜園を含む)

○市全域・地域・地区における緑被率

地域名	地区名	地区面積(ha)	緑被						裸地面積(ha)	水面面積(ha)
			樹林地面積(ha)	樹木面積(ha)	草地面積(ha)	田・畑面積(ha)	緑被合計面積(ha)	緑被率(%)		
北地域	追浜地区	714.4	115.2	27.0	68.7	1.1	212.1	29.7	20.5	1.5
	田浦地区	633.7	311.7	15.2	66.8	6.9	400.6	63.2	16.4	0.5
	地域計	1,348.1	426.9	42.2	135.5	8.0	612.7	45.4	36.9	2.0
東地域	逸見地区	271.6	136.7	9.7	27.3	1.3	174.9	64.4	4.7	0.2
	本庁地区	1,049.9	187.0	44.1	109.4	1.8	342.3	32.6	28.9	0.1
	衣笠地区	1,198.2	432.7	44.9	139.3	17.4	634.3	52.9	40.3	5.5
	大津地区	596.0	137.7	27.5	67.4	2.3	234.9	39.4	27.6	0.3
	地域計	3,115.6	894.1	126.3	343.4	22.7	1,386.4	44.5	101.6	6.1
南地域	浦賀地区	772.5	249.2	30.8	76.3	10.5	366.8	47.5	42.0	0.2
	久里浜地区	1,048.9	257.4	34.7	92.7	13.0	397.9	37.9	79.6	14.7
	北下浦地区	1,021.3	405.9	32.9	78.4	125.0	642.3	62.9	61.6	4.5
	地域計	2,842.8	912.5	98.5	247.4	148.6	1,407.0	49.5	183.2	19.4
西地域	西地区	2,763.5	1,269.3	67.3	310.8	359.9	2,007.3	72.6	151.0	13.3
合計		10,070.0	3,502.8	334.2	1,037.1	539.1	5,413.3	53.8	472.7	40.8

○市域全域における緑被等の構成状況

項目	面積(ha)	構成比(%)
樹林地	3,502.8	34.8
樹木	334.2	3.3
草地	1,037.1	10.3
田・畑	539.1	5.4
緑被	5,413.3	53.8
裸地	472.7	4.7
水面	40.8	0.4
建物・道路等	4,143.2	41.1
全体	10,070.0	100.0



2. 都市公園における緑被率の現状（県立公園は除く）

公園種別	公園面積(m ²)	緑被面積(m ²)	平均緑化率	目標緑化率
街区公園	709,686	402,686	57%	30%
近隣公園	331,290	218,595	66%	50%
総合公園	213,007	103,670	49%	50%
運動公園	332,716	198,374	60%	30%
風致公園	340,930	303,141	89%	80%
動植物園	50,371	38,658	77%	—
歴史公園	91,890	60,111	65%	—
都市緑地	1,415,587	1,335,360	94%	80%
都市林	300,416	290,212	97%	80%
緑道	16,171	7,376	46%	70%
墓地	543,435	385,739	71%	60%
合計	4,345,498	3,343,922	77%	—

資料6 用語集

※以下は、本ガイドラインに記載している用語の解釈です

【あ行】

【育成管理】

- ・樹木や草花などの「みどり」は、建築物や工場製品等とは異なり生き物であることから、植物の成長や病害虫対策等、植物を育てる＝「育成」に配慮しながら、景観、防災、防犯、利用者の安全性、周辺環境やみどりの機能等を勘案し適切に維持管理していく必要があるため、本ガイドラインでは、みどりの育成に配慮して維持管理することを「育成管理」とした。

【か行】

【開発事業】

- ・「適正な土地利用の調整に関する条例」(市)第2条に規定する行為。
- ・詳細はP. 57【資料編】資料2「目標編に関連する条文等」参照

【環境総合政策会議】

- ・環境総合政策会議設置規程に基づき、環境の保全及び創出に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進することを目的に設置。市長を委員長とし、副市長、各部署長で構成される。
- ・上記会議には、みどりの基本計画に関する事項の検討、推進を目的とし、関連課長で構成される、「みどりの基本計画推進部会」が設置されている。

【郷土種】(≡潜在自然植生)

- ・その地域に自生している樹種をいう。

【工場立地法】(昭和34年法律第24号)

- ・工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるようにするため、工場立地に関する調査を実施及び工場立地に関する準則等を公表並びにこれらに基づいた勧告、命令等を定めた法律。

○横須賀市工場立地法市準則条例(平成24年横須賀市条例第52号)

- ・「工場立地法」第4条の2第2項の規定に基づき、同法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則及びこれを適用する区域を定めた条例。

【さ行】

【市の木、市の花】

- ・「市の花：ハマユウ」「市の木：オオシマザクラ」
- ・昭和52年(1977年)の市制施行70周年を記念して、横須賀の気候、風土に適した植物の中から、市民投票により決定した。[昭和52年(1977年)2月15日制定]

【シンボルツリー】

- ・施設や地域のシンボル(象徴)となる樹木。記念樹として用いることがある。

【生物多様性】

- ・種、遺伝子、生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物、植物、微生物がおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

【潜在自然植生】（≒郷土種）

- ・人為的影響が一切なくなつたと仮定した場合、気候などの条件により、その土地に存在する樹種のこと。

【剪定】（＝枝払い）（≠伐木・伐採）

- ・樹木の生育、樹形や周辺環境への配慮により、枝葉を切ること。
- ・剪定を行うことで、風害による倒木等の落下予防効果、さらに、採光や風通しが良くなり病害虫の発生等の予防など、良好な状態で育成管理するのに重要な行為。

○強剪定（きょうせんてい）

- ・剪定の際、枝を長く切ること。樹木の生育を考えて行う場合もあるが、現状は構造物や隣地境界への配慮や予算の縮減による剪定回数の減などの状況から、やむを得ず行う場合が多い。
- ・過度な強剪定は、樹木本来の樹形が乱れ景観的に見苦しいだけでなく生育上も好ましくない。実施する時期によっては、樹木の根元や胴から小枝が生えるなどの異常が生じる場合がある。

○弱剪定（じやくせんてい）

- ・選定の際、枝を短く少しだけ切ること。

【早期緑化を要するエリア（緩衝帯）】

- ・早期緑化を要するエリアとは緩衝帯や法面などをいう。樹木の早急な活着及び成長が見込まれ、植栽の数年後には、緩衝機能や法面保護機能の発揮が期待される。

【増築】

- ・一般的には既存建築物に建て増しを行うことをいうが、本ガイドラインでは、建築基準法上の規定と同様に既存建築物と同一敷地内に別棟の建築物を建てる行為のことをいう。

【た行】

【大規模建築物】

- ・「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」（市）第3条に規定する行為。
- ・詳細はP. 63【資料編】資料2「目標編に関連する条文等」参照

【宅地造成】

- ・「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」（市）第3条に規定する行為。
- ・詳細はP. 63【資料編】資料2「目標編に関連する条文等」参照

【中高層建築物】

- ・「特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例」（市）第3条に規定する行為。
- ・詳細はP. 63【資料編】資料2「目標編に関連する条文等」参照

【適正な土地利用の調整に関する条例】（平成17年横須賀市条例第50号）

- ・本市にふさわしい生活環境、自然環境、都市環境等の形成及び保全を図るため、「横須賀市土地利用基本条例」（市）第4条に規定する土地利用の調整に関する基本方針及び同条例第5条に規定する土地利用の調整への住民参加等に関し必要な事項を定めた条例。

【特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例】（平成 14 年横須賀市条例第 41 号）

- ・本市の目指すべき良好な生活環境の形成・保全、安全で快適な都市環境の創造を実現するために、開発行為や大規模建築物の建築等の行為時の住民への周知に係る手続きその他必要な事項を定め地域住民と事業者との紛争を未然に防止し、かつ紛争が生じた場合の解決するための調整手続きに関し必要な事項を定めた条例。

【な行】

【ネットワーク】

- ・あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態。
例：みどりのネットワーク⇒「みどり」と「みどり」のつながり

【は行】

【伐木】（＝伐採）（≠剪定・枝払い）

- ・樹木を根元や根ごと撤去すること。

【ビオトープ】

- ・生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。

【風致地区】

- ・都市の中の風致を維持するため、樹林地や丘陵地、水辺地等の良好な自然環境を保持している区域や、史跡、社寺仏閣等がある地域、良好な住環境を維持している区域等を対象に、「都市計画法」に基づく地域地区として決定される。

○横須賀市風致地区条例（平成 24 年横須賀市条例第 93 号）

- ・「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、みどり豊かでゆとりある環境が維持されるよう建築物の高さ、建ぺい率などの基準を定めている条例。

【ポケットパーク】

- ・住宅地、団地、道路際や交差点など、わずかな土地を利用して、市街地環境の改善や快適性に貢献する小さな公園的空間。

【ま行】

【緑のカーテン】

- ・ツル性の植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る手法。建築物の西側への設置が効果的とされる。

【みどりの基本計画年次報告書】

- ・前年度における「横須賀しみどりの基本計画」に基づく施策の取り組み状況と結果について計画に定めた指標の達成状況や、59 の推進施策の実施状況などを、施策展開項目に沿ってとりまとめをおこなったもの。

【みどりの基本条例】（平成 24 年横須賀市条例第 1 号）

- ・みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保するため、市民、土地所有者等、事業者及び市の責務を明らかにし、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念や基本的な事項を定めた条例。

【や行】

【要注意外来生物】

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」の規制対象外であるが、すでに持ち込まれ、生態系に悪い影響を及ぼす恐れのある生物で環境省が指定する。

○特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与し、国民生活の安定向上に資することに必要な事項を定めた法律。

○特定外来生物

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律」において指定される、外来生物（海外起源の外来種）の中で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあるもの。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【横須賀市土地利用基本条例】（平成 17 年横須賀市条例第 47 号）

- ・本市の特性に応じた土地利用の適正化を図り、終極の目的として「秩序」と「魅力」の両側面からまちづくりを実現させるため、本条例が土地利用に関する個別条例を根拠付け、かつ各条例を体系化することにより条例相互の連携と効果の拡大を図ることをも目的とした条例。

【横須賀しみどりの基本計画】

- ・「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条に基づき、本市が策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。本市計画では、都市のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示している。これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備」の施策を総合的に進めていくことができる。

【ら行】

【緑被率（調査）】

- ・樹木や草地など植物で被われた土地の占める割合。本市では、平成 22 年 7 月に緑被率調査を実施し、市域全域の緑被率（樹林地＋樹木＋草地＋田畑）は「53.8%」であることが判明した。